

鳥取市

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る申請等の手引き

令和6年5月

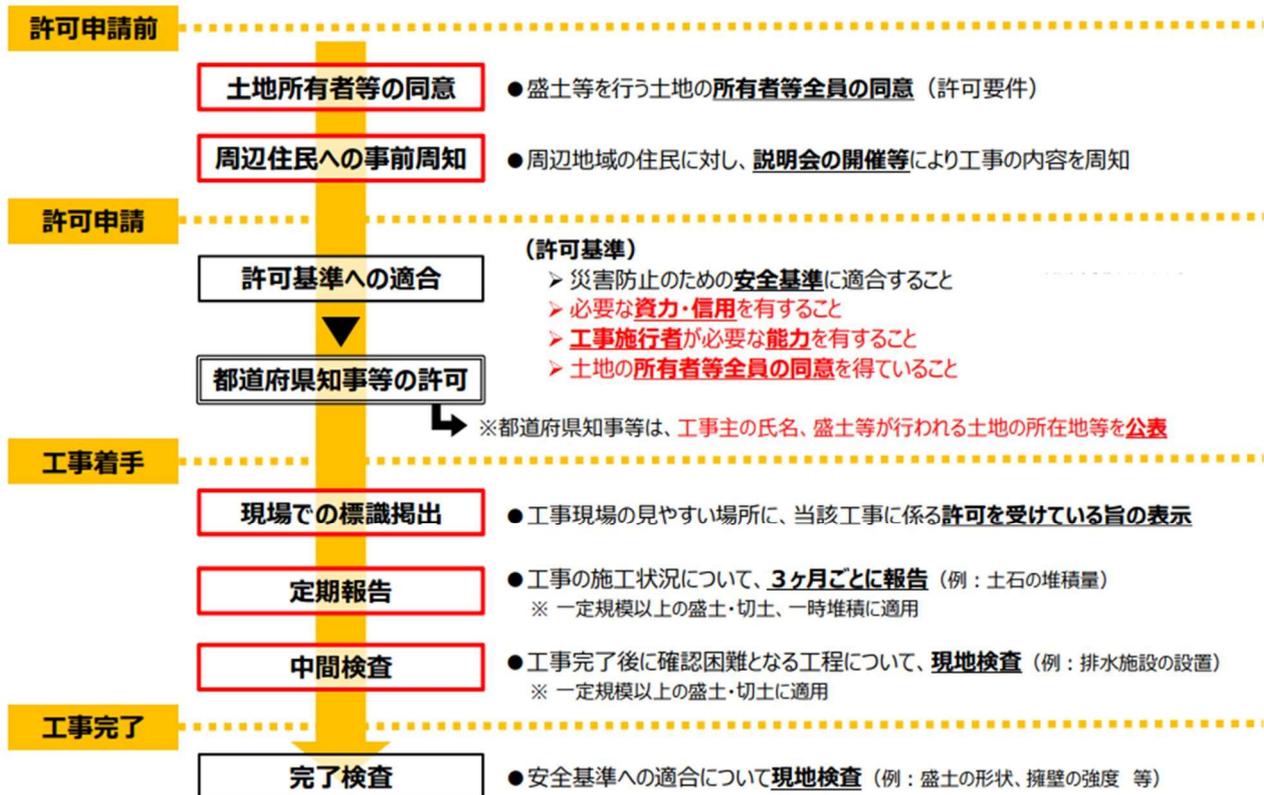
鳥 取 市

この手引きは、鳥取市内で行われる、一定規模以上の宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事において、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき申請・届け出の手続きをする場合の取扱いを示したものです。

本手引きに記載の法令名等は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
条例	鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和 5 年鳥取市条例第 31 号）
規則	鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則（令和 5 年鳥取市規則第 45 号）

## <盛土規制法> 許可申請から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

## 【目次】

1. 宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要	・ ・ ・ 1
1-1 工事の許可の趣旨	・ ・ ・ 1
1-2 宅地造成等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	・ ・ ・ 2
1-3 許可を要する工事	・ ・ ・ 3
1-4 許可を要しない工事	・ ・ ・ 4
1-5 みなし許可について	・ ・ ・ 6
2. 工事の技術基準及び設計資格者	・ ・ ・ 7
2-1 宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術基準	・ ・ ・ 7
2-2 資格を有する者の設計対象工事、設計資格者	・ ・ ・ 9
3 宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等	・ ・ ・ 10
3-1 住民への事前周知	・ ・ ・ 10
3-2 許可申請書作成要領	・ ・ ・ 11
3-3 許可申請手数料	・ ・ ・ 18
3-4 工事の変更許可申請	・ ・ ・ 19
4 検査・定期報告	・ ・ ・ 20
4-1 中間検査	・ ・ ・ 20
4-2 完了検査	・ ・ ・ 20
4-3 定期報告	・ ・ ・ 20
5 届出が必要となる工事	・ ・ ・ 22
5-1 特定盛土等規制区域における新規工事	・ ・ ・ 22
5-2 規制区域指定の際、規制区域において行われている工事の届出	・ ・ ・ 25
5-3 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領	・ ・ ・ 26
6 問合せ先・申請窓口	・ ・ ・ 26
7 様式等一覧	・ ・ ・ 27

# 1 宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要

## 1-1 工事の許可の趣旨

法に基づく「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、崖崩れや土砂の流出による災害の防止のため、必要な規制を行うための許可制度です。（許可権者：鳥取市長）

本手引き内の用語の定義は下表のとおりです。

### 【用語の定義】

用語	定義
宅地	農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物
土砂	「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するもの ① 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） ② 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積（土石を積み重ねたもの）で政令第4条で定めるもの（許可等を要する規模に該当するもの） なお、次に掲げるものについては法の規制対象とならない。 ①試験、検査等のための試料の堆積 ②屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 ③岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの ④主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
農地等	農地、採草牧草地及び森林

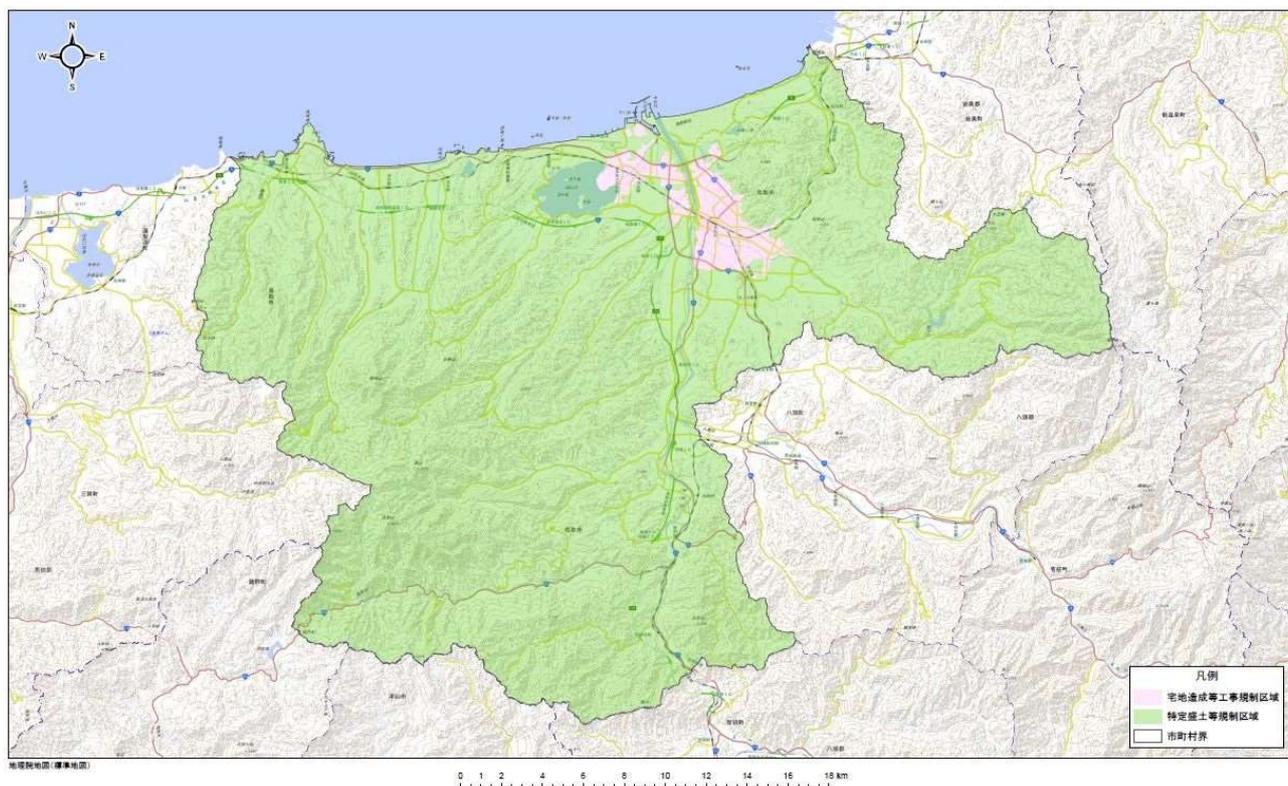
用語	定義
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のもの（政令第1条）
宅地造成等 工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等 規制区域	市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留

## 1-2 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

本市の規制区域は、本市ウェブサイトで公表しています。

(URL) <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1695856164988/index.html>

### 【鳥取市内における規制区域指定状況（令和6年1月1日時点）】



### 1-3 許可を要する工事

規制区域内で行う一定の規模を超える宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は許可が必要となります。

宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で対象規模が異なります。

#### 【許可を要する行為】

区域	行為	許可が必要となる盛土・切土の規模
宅地造成等工事規制区域 (法第2条) (政令第3条、第4条)	盛土、切土	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土、切土で高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土、切土の面積が500㎡超かつ高さ1m超(①~④を除く) (※2)
	土石の堆積 (※1)	①堆積の高さが2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積が500㎡超かつ高さ1m超(※2)
特定盛土等規制区域 (法第2条) (政令第28条)	盛土、切土	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土、切土で高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土、切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1m超(①~④を除く) (※2)
	土石の堆積 (※1)	①堆積の高さが5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積が2,000㎡超かつ高さ1m超(※2)

※1 土石の堆積の許可期間は5年以内。

※2 法に基づき、条例により規制規模を引き下げたもの。

### 許可対象となる盛土等の規模

赤字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

#### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <span style="color: red;">1m超</span> <span style="color: blue;">2m超</span> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <span style="color: red;">2m超</span> <span style="color: blue;">5m超</span> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <span style="color: red;">2m超</span> <span style="color: blue;">5m超</span> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <span style="color: red;">2m超</span> <span style="color: blue;">5m超</span> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <span style="color: red;">500㎡超かつ高さ1m超</span> <span style="color: blue;">2,000㎡超かつ高さ1m超</span> となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

#### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <span style="color: red;">2m超</span> <span style="color: blue;">5m超</span> かつ面積が <span style="color: red;">300㎡超</span> <span style="color: blue;">1,500㎡超</span> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <span style="color: red;">500㎡超かつ高さ1m超</span> <span style="color: blue;">2,000㎡超かつ高さ1m超</span> となるもの
イメージ図		

## 1-4 許可を要しない工事

以下に該当する工事等は盛土規制法の許可は不要です。

### 【許可を要しない工事等】

区分	内容
公共施設用地 (法第2条第1号) (政令第2条) (省令第1条各項) (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園(※2)、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設</li> <li>・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</li> </ul>
災害の発生のおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項、第27条第1項、第30条第1項) (政令第5条、第27条、第29条) (省令第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山保安法の規定による届出に係る工事等</li> <li>・鉱業法の規定による届出に係る施業案の実施に係る工事等</li> <li>・採石法の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等</li> <li>・砂利採取法の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等</li> <li>・土地改良法に規定する土地改良事業等</li> <li>・火薬類取締法に規定する火薬類の製造施設の設置に係る工事等</li> <li>・家畜伝染病予防法の規定による家畜の死体の埋却に係る工事等</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可に係る工事等</li> <li>・土壤汚染対策法の規定による届出に係る工事等</li> <li>・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定による廃棄物の保管若しくは処分等</li> <li>・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>・国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</li> <li>・宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m(※3)を超えない盛土又は切土をするもの</li> <li>・次に掲げる土石の堆積に関する工事               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</li> <li>ロ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1m(※3)を超えないもの</li> <li>ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積(※4)であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(※5)又はその付近(※6)に堆積するもの(※7)</li> </ul> </li> </ul>
みなし許可となる工事 (法第15条各項、第34条各項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事</li> <li>・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(※8)(通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1m(※3)を超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等)</li> </ul>
-----	--

- ※1 公共工事で発生した残土や公共工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う場合は、本法の規制対象となる。
- ※2 公園は都市公園法(昭和31年法律第79号)による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。
- ※3 法に基づき、条例により規制規模を引き下げたもの。
- ※4 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。
- ※5 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)についても状況に応じて工事の現場として取り扱う。
- ※6 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。
- ※7 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行うこと。
- ※8 農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局(農業委員会事務局等)により地域の実情や実態を踏まえて判断される。

## 1-5 みなし許可について（法第15条第2項、第34条第2項）

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可を受けて行う開発行為が法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は法の許可を受けたものとみなされ、法に基づく中間検査、定期報告が必要になります（法に基づく許可申請又は届出は不要）。

当該開発行為に係る許可後の手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、法の規定も適用されることとなるため、開発許可協議と並行して、必ず法の申請窓口に事前協議を行ってください。

### 【盛土規制法のみなし許可に該当する開発行為の取扱い（主なもの）】

#### ○ 法に基づく手続

法に基づく標識掲示、中間検査、定期報告及び完了後の保全義務等の対象となります。

#### ○ 都市計画法第33条第1項第7号の基準への適合

都市計画法の規定により、法の技術的基準への適合が必要です。

#### ○ 都市計画法第33条第1項第12号、第13号の適用拡大

都市計画法の規定により、自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても申請者の資力・信用及び工事施行者の能力の基準に適合が必要です。

#### ○ 是正措置及び罰則の適用

都市計画法の是正措置と罰則のほか、法の是正措置と罰則も適用されます。

## 2 工事の技術基準及び設計者資格

### 2-1 宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術基準

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準及び国の「盛土等防災マニュアル」に従い、盛土、擁壁等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものである必要があります。

#### 【宅地造成又は特定盛土等に関する工事の技術基準】

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条、第20条)

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第3号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般	第20条第2項	規則第4条の2により次のとおり技術基準を付加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂を処分するための盛土をする場合には、地表面が水平面に対し27度を超える角度をなす土地を生じさせないこと</li> <li>・土砂を処分するための盛土が5メートルを超える高さである場合及び既に施工し、又は現に施工している盛土と合わせて施工するものである場合は、小段の設置その他適切な措置を講ずること</li> </ul>

(注1) 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

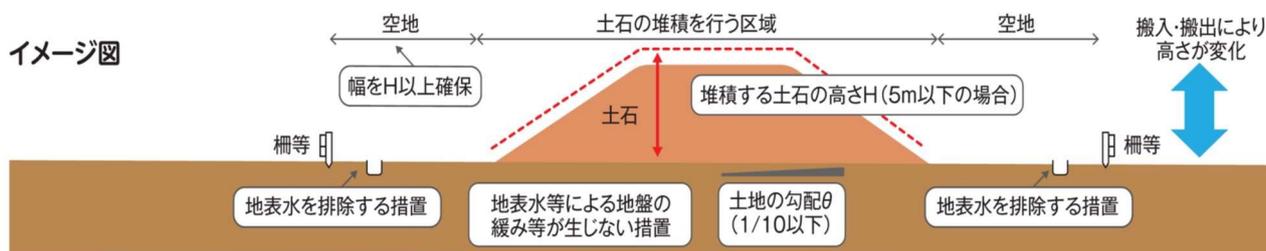
[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000060.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html)

(注2) 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第18条)

【土石の堆積に関する工事の技術基準】

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条、第20条)

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について (勾配 1/10 以下)
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について



※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置することにより空地の確保が不要となる場合もあります。 \*具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

## 2-2 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

### 1. 資格を有する者の設計対象工事 (法第13条第2項、政令第21条)

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

### 2. 設計者資格 (法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号)

上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
  - ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
  - ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
  - ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
  - ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
    - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
    - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
    - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
    - エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

### 3 宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等

#### 3-1 住民への事前周知 (法第11条、省令第6条)

工事主は、宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請にあたり、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催、書面の配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により工事の内容を周知する必要があります。

#### 【工事について住民への周知を行う範囲の考え方】

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲として想定される考え方の例	参考図 (※について)
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 ○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲	
腹付け盛土	○盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図lの範囲） ○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図lの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	

#### 【周知する工事の具体的内容】

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項

## 3-2 許可申請書作成要領

宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、申請窓口へ提出してください。

【申請書提出部数】 2部（正本1部、副本1部）  
電子申請等の場合は1部

許可に係る事務の処理期間は、次に掲げる期間とします。

（申請書類の補正を指示した日から修正後の書類提出までの期間は事務処理期間に含みません。）

- ① 宅地造成及び特定盛土等については、原則として申請のあった日から30日以内
- ② 土石の堆積については、原則として申請のあった日から14日以内

### 宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを鳥取市ホームページの規制区域図から確認して下さい。

(URL) <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1695856164988/index.html>

## 1. 宅地造成又は特定盛土等について

### 【許可申請書の留意事項】

- ① 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」
  - ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
  - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ② 「土地の面積」
  - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ③ 「工事着手前の土地利用状況」及び「工事完了後の土地利用」
  - ・工事前後の土地利用について宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載してください。また、工事完了後の土地利用については、建築物等の建築の有無等の具体的な内容まで記載してください。
- ④ 「盛土のタイプ」
  - ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）

平地盛土	勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土	勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土

- ⑤ 「土地の地形」
  - ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）
    - (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

- (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- (3) (1)、(2) の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
- ・「溪流等」の範囲とは、渓床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。

⑥「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。
- ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等をこの欄に記入して下さい。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

【許可申請に必要な書類】

No.	種類・内容	政省令
1	許可申請書（別記様式第二）	省令第7条第1項
2	構造計算書 ・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定 （鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合）	省令第7条第1項第2号
3	地盤、崖面、溪流等における盛土の安定計算書 ・土質試験その他の調査 ・試験に基づく地盤の安定計算 （災害が生じる恐れが特に大きい土地において高さ15mを超える盛土をする場合） （擁壁の設置が必要でない崖面の場合）	省令第7条第1項第3号、第4号
4	設計者資格証明書 ・卒業証明書、実務経歴証明書、資格、免許等の写し （2-3資格を有する者の設計が必要な対象工事を参照）	省令第7条第1項第5号
5	申請する土地及其周辺の写真	省令第7条第1項第6号
6	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第三） ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 ・直近3年の所得税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書 【申請者が法人の場合】 ・資金計画書（別記様式第三） ・登記事項証明書	省令第7条第1項第7号～第9号

No.	種類・内容	政省令
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類</li> <li>・ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類</li> <li>(2) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類</li> </ul> </li> <li>・ 直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書</li> <li>・ 工事の許可に係る誓約書</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施行者の能力に関する書類</li> <li>・ 法人の登記簿謄本、事業経歴書、建設業の許可証明書</li> </ul>	
8	工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類（印鑑証明書添付）	省令第7条第1項第10号
9	住民への周知の措置を講じたことを証する書類 (3-1 住民への周知について参照)	省令第6条、第7条第1項第11号
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事主の誓約書</li> <li>・ 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約</li> <li>・ 暴力団員との関係を有しないことの誓約</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>許認可等の写し</li> <li>・ 他法令等で許認可等を要する場合、許認可等を証する書類</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通大臣による擁壁の認定書</li> <li>・ 特殊の材料又は構法による擁壁</li> </ul>	政令第17条
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地登記全部事項証明書</li> <li>・ 工事区域内</li> </ul>	
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利一覧表</li> <li>・ 工事区域内</li> </ul>	

【許可申請に必要な図面】 (省令第7条第1項第1号)

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・ 等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊	1/2,500 以上	・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
		防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置		付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	詳細図	1/50以上	
12	公図 (法務局備付)	工事区域を朱線で枠取り		
13	求積図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500以上	

## 2. 土石の堆積について

### 【許可申請書の留意事項】

- ①「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」
  - ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
  - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ②「土地の面積」
  - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ③「工事の目的」
  - ・土石の堆積については、土石の出入りが頻繁に行うものや、一過性のもの等の多様な形態が想定されます。特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載してください。特定の工事に付随するものである場合、その工事の期間についても記載してください。
- ④「工程の概要」
  - ・工程の概要として、年間の搬入・搬出量等を記載してください。
- ⑤「土石の堆積の期間」
  - ・土石の堆積に関する工事の期間は5年以内としてください。許可期間を超える場合は、変更許可の手続きが必要となります。
- ⑥「その他必要な事項」
  - ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。
  - ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等をこの欄に記入して下さい。

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

### 【許可申請に必要な書類】

No.	種類・内容	政省令
1	許可申請書（別記様式第四）	省令第7条2項
2	構造計算書 ・措置の内容が適切であることを証する書類 （堆積した土石の崩壊を防止するための措置を行う場合） （土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合）	省令第7条第2項第2号～第3号、第32条、第34条
3	申請する土地及其周辺の写真	省令第7条第2項第4号
4	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五） ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類	省令第7条第2項第5号～第7号

No.	種類・内容	政省令
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3年の所得税の納税証明書</li> <li>・工事の許可に係る誓約書</li> <li>【申請者が法人の場合】</li> <li>・資金計画書（別記様式第五）</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類</li> <li>・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類</li> <li>(2)当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類</li> </ul> </li> <li>・直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書</li> <li>・工事の許可に係る誓約書</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施行者の能力に関する書類</li> <li>・法人の登記簿謄本、事業経歴書、建設業の許可証明書</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類（印鑑証明書添付）</li> </ul>	省令第7条第2項第8号
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への周知の措置を講じたことを証する書類</li> <li>（5-3住民への周知について参照）</li> </ul>	省令第6条、第7条第1項第11号
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事主の誓約書</li> <li>・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約</li> <li>・暴力団員との関係を有しないことの誓約</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>許認可等の写し</li> <li>・他法令等で許認可等を要する場合、許認可等を証する書類</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通大臣による擁壁の認定書</li> <li>・特殊の材料又は構法による擁壁</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地登記全部事項証明書</li> <li>・工事区域内</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利一覧表</li> <li>・工事区域内</li> </ul>	

【許可申請に必要な図面】

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	
5	排水施設構造図	詳細図	1/50以上	
6	公図 (法務局備付)	工事区域を朱線で枠取り		
7	求積図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500 以上	

### 3-3 許可申請手数料

宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な手数料は下表のとおりです。

【手数料表】 条例別表（第33条関係）

区分	盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積	申請手数料 (1件当たり)
宅地造成又は特定盛土等	500㎡以内	13,000 円
	500㎡超～1,000㎡以内	23,000 円
	1,000㎡超～2,000㎡以内	34,000 円
	2,000㎡超～3,000㎡以内	52,000 円
	3,000㎡超～5,000㎡以内	61,000 円
	5,000㎡超～10,000㎡以内	86,000 円
	10,000㎡超～20,000㎡以内	143,000 円
	20,000㎡超～40,000㎡以内	229,000 円
	40,000㎡超～70,000㎡以内	344,000 円
	70,000㎡超～100,000㎡以内	515,000 円
	100,000㎡超	687,000 円
土石の堆積	500㎡以内	11,000 円
	500㎡超～1,000㎡以内	11,000 円
	1,000㎡超～2,000㎡以内	12,000 円
	2,000㎡超～3,000㎡以内	13,000 円
	3,000㎡超～5,000㎡以内	15,000 円
	5,000㎡超～10,000㎡以内	17,000 円
	10,000㎡超～20,000㎡以内	23,000 円
	20,000㎡超～40,000㎡以内	34,000 円
	40,000㎡超～70,000㎡以内	63,000 円
	70,000㎡超～100,000㎡以内	97,000 円
	100,000㎡超	137,000 円

注) 変更許可申請の場合、変更に係る部分の盛土、切土又は土石の堆積の土地の面積に応じた手数料の額とします。

### 3-4 工事の変更許可申請 (法第16条、第35条)

宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可に係る工事の計画を変更する場合、鳥取市長の変更許可が必要となります。

変更許可申請書の作成に当たっては、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書記入）して下さい。

なお、下表に示す軽微な変更の場合は変更許可を必要としませんが、その変更内容について鳥取市長に届出を行う必要があります。

#### 【軽微な変更の内容】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更</li><li>・ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</li></ul>
土石の堆積に関する工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更</li><li>・ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</li></ul> <p>[変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。]</p>

## 4 検査・定期報告

### 4-1 中間検査 (法第18条、第37条)

宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、以下に示す特定工程を含む場合に、施工中の中間検査を実施します。

中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。

#### (1) 中間検査が必要な特定工程

- ① 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程
- ② ①の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

#### (2) 中間検査が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模 (法第18条第4項、政令第23条)

##### 【中間検査の対象規模】

行為	中間検査が必要な規模
宅地造成又は特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの</li> <li>② 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの</li> <li>③ 盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの</li> <li>④ 崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの</li> <li>⑤ 盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの</li> </ul>

#### (3) 中間検査の申請期間 (省令第45条、第75条)

- (1) の特定工程に係る工事が完了した日から4日以内に申請してください。

### 4-2 完了検査 (法第17条、第36条)

工事完了後、当該工事が許可基準に適合しているか確認するため、完了検査を実施します。

完了検査の申請期間(省令第39条、第69条)は、工事が完了した日から4日以内です。

### 4-3 定期報告 (法第19条、第38条)

工事の許可を受けた者は、以下に示す宅地造成等に関する工事の実施状況について3か月毎に、鳥取市長に報告しなければなりません。

#### (1) 定期報告の対象規模

行為	定期報告が必要な規模
宅地造成又は特定盛土等 (中間検査の対象規模と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの</li> <li>② 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの</li> <li>③ 盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの</li> <li>④ 崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの</li> <li>⑤ 盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの</li> </ul>
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超</li> <li>② 堆積の面積2,000㎡超(①を除く)</li> </ul>

(2) 報告事項

行為	報告事項	政省令等
宅地造成又は特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土をしている土地及びその周辺の写真</li> <li>・工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号</li> <li>・前回の報告年月日（2回目以降に限る）</li> <li>・報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量</li> <li>・擁壁等に関する工事の施行状況</li> </ul>	省令第48条、第50条、第80条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</li> <li>・搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地</li> <li>・災害発生の防止のための必要な措置</li> <li>・盛土に用いた土砂の土質</li> <li>・搬入された土砂の状況</li> </ul>	条例第7条第3項、第8条第3項(※)
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真</li> <li>・工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号</li> <li>・前回の報告年月日（2回目以降に限る）</li> <li>・報告の時点における土石の堆積の高さ、面積、土量</li> <li>・前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（2回目以降に限る）</li> </ul>	省令第50条、第80条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</li> <li>・搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地</li> <li>・災害発生の防止のための必要な措置</li> <li>・盛土に用いた土砂の土質</li> <li>・搬入された土砂の状況</li> </ul>	条例第7条第3項、第8条第3項(※)

※ 法に基づき、条例により必要な事項を付加したものを。

(3) 報告の期間（省令第49条、第79条）

許可日から3か月毎

## 5. 届出が必要となる工事

### 5-1 特定盛土等規制区域における新規工事 (法第27条第1項)

特定盛土等規制区域において行われる工事のうち、許可申請が必要な規模には至らないが、下表の規模に該当する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事に着手する30日前までに当該工事について鳥取市長に届出を行ってください。

#### 【届出が必要な工事の規模】

区域	行為	届出が必要となる盛土・切土の規模
特定盛土等規制区域	宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さ2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、2m超の崖を生ずるもの ④ 崖は生じないが、盛土で高さ2m超となるもの ⑤ 盛土又は切土の面積が500㎡超かつ高さ1mを超えるもの
	土石の堆積	① 堆積の高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ② 高さ1m超となる堆積の面積が500㎡超となるもの

#### 1. 宅地造成又は特定盛土等について

##### 【届出に必要な書類】 (省令第58条第1項)

No.	種類・内容
1	特定盛土等に関する工事の届出書 (別記様式第十九)
2	申請する土地及其周辺の写真
3	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 【申請者が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類
4	土地登記全部事項証明書 ・工事区域内
5	権利一覧表 ・工事区域内

##### 【届出に必要な図面】

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2, 500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2, 500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2, 500 以上	・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	詳細図	1/50以上	
12	公図 (法務局備付)	工事区域を朱線で枠取り		
13	求積図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500 以上	

## 2. 土石の堆積について

### 【届出に必要な書類】（省令第58条第2項）

No.	種類・内容
1	土石の堆積に関する工事の届出書（別記様式第二十）
2	申請する土地及其周辺の写真
3	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 【申請者が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類
4	土地登記全部事項証明書 ・工事区域内
5	権利一覧表 ・工事区域内

### 【届出に必要な図面】

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/500以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/500以上	・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設構造図	詳細図	1/50以上	
6	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り		
7	求積図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500以上	

## 5-2 規制区域指定の際、規制区域において行われている工事の届出

(法第21条第1項、第40条第1項)

規制区域指定の際（令和6年1月1日）、規制区域内において行われている宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、指定があった日から21日以内に当該工事について鳥取市長に届出を行う必要があります。

### 【届出が必要な工事の規模】

行為	届出が必要となる盛土・切土の規模
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さ2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、2m超の崖を生ずるもの ④ 崖は生じないが、盛土で高さ2m超となるもの ⑤ 盛土又は切土の面積が500㎡超かつ高さ1mを超えるもの
土石の堆積	① 堆積の高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ② 高さ1m超となる堆積の面積が500㎡超となるもの

### 【届出に必要な書類】

	特定盛土等	土石の堆積
届出様式	様式第15号	様式第16号

### 【届出に必要な図面等】

No.	必要書類	明示すべき事項	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	—
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	<宅地造成、特定盛土等> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 <土石の堆積> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	盛土・切土の土地及び周辺の写真	—	—

### 5-3 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において次の工事を行う場合、又は公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第21条第3項又は第40条第3項に基づき、次の要領で届出書を作成し、申請窓口へ提出してください。

ただし、法第12条第1項又は第30条第1項の許可、法第16条第1項又は第35条第1項の変更許可、第16条第2項又は第35条第2項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

#### 【届出が必要な規模等】

工事の内容	提出期日	様式	備考
次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが2メートル超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の14日前まで	様式第17	(法第21条第3項、法第40条第3項、政令第26条各項、政令第34条)
公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から14日以内	様式第18	(法第21条第4項、法第40条第4項)

## 6. 問合せ・申請窓口

〒680-0875 鳥取市幸町 71 番地  
鳥取市 都市整備部 都市企画課  
TEL 0857-30-8323  
Mail [tosikikaku@city.tottori.lg.jp](mailto:tosikikaku@city.tottori.lg.jp)

## 7. 様式等一覧

区分	手続きの種類	根拠法令	様式	
事前協議	宅地造成及び特定盛土又は土石の堆積に関する工事に係る事前協議書		参考様式1	
許可 申請 関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項	様式第二
		資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）		様式第三
		土石の堆積に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項	様式第四
		資金計画書（土石の堆積に関する工事）		様式第五
		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書		参考様式2
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項	様式第七
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項	様式第八
		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に係る工事の軽微な変更届	法第16条第2項 法第35条第2項	参考様式3
	検査 ・ 定期 報告 関係	中間 検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	法第18条第1項 法第37条第1項
完了 検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	法第17条第1項 法第36条第1項	様式第九
		土石の堆積に関する工事の確認申請書	法第17条第4項 法第36条第4項	様式第十一
定期 報告		宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書	法第19条第1項	参考様式4
		土石の堆積に係る工事の定期報告書	法第38条第1項	参考様式5
届出 工事 関係	既存 工事	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出 （既存工事）	法第21条第1項 法第40条第1項	様式第十五
		土石の堆積に関する工事の届出 （既存工事）	法第21条第1項 法第40条第1項	様式第十六
	新規 工事	擁壁等に関する工事の届出書	法第21条第3項 法第40条第3項	様式第十七
		公共施設用地の転用の届出書	法第21条第4項 法第40条第4項	様式第十八
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（新規工事）	法第27条第1項	様式第十九
		土石の堆積に関する工事の届出書（新規工事）	法第27条第1項	様式第二十
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書	法第28条第1項	様式第二十一
		土石の堆積に関する工事の変更届出書	法第28条第1項	様式第二十二
標識	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法第49条	様式第二十三	
	土石の堆積に関する工事の標識	法第49条	様式第二十四	